

春日井市緊急通報システム設置事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のひとり暮らし高齢者及び在宅重度身体障害者等の家庭に緊急通報装置（以下「機器」という。）を設置し、病気や緊急時の円滑な援助及び救助を行い、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 機器の設置対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしで、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者（以下「要介護等認定者」という。）であって、病気や緊急時の援助や救助を必要とする心身状況にあるもの
- (2) 外出困難なひとり暮らしの重度身体障害者
- (3) おおむね65歳以上の要介護等認定者で、病気や緊急時の援助や救助を必要とする心身状況にあるもの又は外出困難な重度身体障害者のみで構成される世帯に属する者
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めたもの

(設置の申請)

第3条 機器の設置申請は、前条の設置対象者又は当該設置対象者の同居の家族が、緊急通報システム設置申請書（第1号様式）を提出するものとする。

(設置の決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、設置の可否を決定し、その旨を緊急通報システム設

置決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により、機器の設置を決定したときは、借受人は機器借受書（第3号様式）を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 機器の設置に要する費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 機器の設置工事費及び電源確保工事費の2分の1に相当する額を借受人の負担とし、その額を減じた額及び保守管理にかかる費用は、市の負担とする。

(2) 機器を設置する加入電話の基本料金及び通話料は、借受人の負担とする。

（貸与の期間）

第6条 機器の貸与の期間は、借受人が第2条の規定に該当しなくなった場合、又はその他の事由により必要としなくなるまでの期間とする。

（貸与の解除）

第7条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、機器の貸与を解除することができる。

(1) 機器を必要としなくなったとき

(2) 機器の貸与に関する契約に基づく義務に違反したとき

(3) その他市長が解除の必要があると認めたとき

2 市長は、前項の規定により機器の貸与を解除したときは、緊急通報システム設置事業解除通知書（第4号様式）により借受人に通知する。

（関係機関との連携）

第8条 市長は、この事業の運営にあたり、民生委員、消防本部等の関係機関と密接な連携を図り、円滑な事業の遂行に努めるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に本則各号に掲げる要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市緊急通報システム設置事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市緊急通報システム設置事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。